選 択 約 款 変 更 届 出 書

客営計　第46号
平成27年２月５日

経済産業大臣　宮　沢　洋　一　殿

広島市中区小町4番33号
中 国 電 力 株 式 会 社
取締役社長　苅 田 知 英

次のとおり選択約款を変更したので，電気事業法第19条第12項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実　施　期　日	平成27年４月１日

別　紙

低圧蓄熱調整契約

（選　択　約　款）

中国電力株式会社

１　目　　的

この選択約款は，蓄熱式冷暖房機器等の使用によって，より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し，電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

２　選択約款の届出および変更

（１）　この選択約款は，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

（２）　当社は，この選択約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の選択約款によります。

（３）　当社は，電気供給約款（平成27年２月５日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には，この選択約款を変更いたします。

３　適 用 範 囲

供給約款の低圧電力または選択約款の低圧高負荷契約もしくは低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受け，冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって，４（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で，お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

４　季節区分および時間帯区分

（１）　季節区分は，次のとおりといたします。

イ　夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

ロ　その他季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

（２） 時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼間時間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。

ロ　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

５　料　　金

各月の料金は，低圧電力，低圧高負荷契約または低圧季節別時間帯別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から（１）によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

（１） 蓄熱割引額

蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。

イ　低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \begin{matrix}\text{低圧電力の夏季料金}\\ \text{またはその他季料金}\end{matrix} \times \begin{matrix}\text{その１月の}\\ \text{蓄熱電力量}\end{matrix} \times \begin{matrix}\text{（４）イの}\\ \text{蓄熱割引率}\end{matrix}$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，低圧電力の夏季料金および（４）イの夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，低圧電力のその他季料金および（４）イのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ　低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \begin{matrix}\text{低圧高負荷契約の夏季料}\\ \text{金またはその他季料金}\end{matrix} \times \begin{matrix}\text{その１月の}\\ \text{蓄熱電力量}\end{matrix} \times \begin{matrix}\text{（４）ロの}\\ \text{蓄熱割引率}\end{matrix}$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，低圧高負荷契約の夏季料金および

（４）ロの夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，低圧高負荷契約のその他季料金および（４）ロのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ハ　低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引額＝低圧季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金×その１月の蓄熱電力量×（４）ハの蓄熱割引率

（２）　蓄熱電力量

蓄熱電力量は，６（夜間使用電力量の計量）によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量から（３）によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

（３）　控除電力量

控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお，控除率は，原則として10パーセントといたします。ただし，その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適当である場合は，蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として，あらかじめお客さまと当社との協

議によって定めるものといたします。

（４） 蓄熱割引率

蓄熱割引率は，次のとおりといたします。

イ　低圧電力として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.468
その他季蓄熱割引率	0.418

ロ　低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.501
その他季蓄熱割引率	0.454

ハ　低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	0.230

（５） 単位および端数処理

イ　控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

６　夜間使用電力量の計量

（１） 当社は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。

（２） 夜間使用電力量の計量は，供給約款25（使用電力量の計量）に準じて行ないます。

なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は，夜間時間の開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの

差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。

（３） 夜間使用電力量の計量は，１計量をもって行ないます。

（４） 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議が整った場合には，当該システムの夜間使用電力量は，（１）にかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

７　自動制御等により蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なう場合の取扱い

（１） 次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の各月の料金は，低圧電力，低圧高負荷契約または低圧季節別時間帯別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から５（料金）（１）によって算定された蓄熱割引額および（５）によって算定された金額（以下「蓄熱ピーク調整割引額」といいます。）を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

イ　（３）によって定める調整時間において，蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を利用することにより熱源機等の停止または調整（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

ただし，あらかじめ熱源機等が停止している場合は，蓄熱ピーク調整とはいたしません。

ロ　蓄熱ピーク調整は，当社が認定した自動制御等により行なうこと。

（２） 調整期間

調整期間は，７月１日から９月30日までといたします。

ただし，以下の日を除きます。

日曜日，土曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，

８月13日，８月14日，８月15日

（３） 調整時間

調整時間は，調整期間を通じてお客さまが負荷調整を実施する時間とし，午後１時から午後４時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。

なお，調整時間は，毎日30分単位で設定するものとし，調整期間を通じて，調整時間帯は同一といたします。

（４） 契約調整電力

契約調整電力は，調整時間において停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

（５） 蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は，調整が行なわれた各月について次式により算定いたします。

ただし，当社が認定した自動制御等により蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には，割引を行ないません。

蓄熱ピーク調整割引額＝契約調整電力×調整時間×（６）の割引単価

（６） 割引単価

１キロワット１時間１月につき	648円00銭

８ そ の 他

（１） 当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

（２） お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更，または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

（３） この選択約款に定めのない規定については，供給約款，低圧高負荷契約または低圧季節別時間帯別電力に定めるところによるものといたします。

附　　則

1　実 施 期 日

この選択約款は，平成27年４月１日から実施いたします。

2　延滞利息の適用開始までの取扱い

５（料金）および７（自動制御等により蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なう場合の取扱い）については，料金の算定期間の最終日が平成29年３月31日以降となる料金に適用するものとし，料金の算定期間の最終日が平成29年３月30日以前となる料金については，次のとおりといたします。

（１）　料　　金

各月の料金は，低圧電力，低圧高負荷契約または低圧季節別時間帯別電力によって算定された早収料金の場合の金額からイによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

イ　蓄熱割引額

蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。

（イ）　低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \begin{matrix}\text{低圧電力の夏季料金}\\ \text{またはその他季料金}\end{matrix} \times \begin{matrix}\text{その１月の}\\ \text{蓄熱電力量}\end{matrix} \times \begin{matrix}\text{ニ（イ）の}\\ \text{蓄熱割引率}\end{matrix}$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，低圧電力の夏季料金およびニ（イ）の夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，低圧電力のその他季料金およびニ（イ）のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

（ロ）　低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{低圧高負荷契約の夏季料金またはその他季料金}}{} \times \frac{\text{その１月の蓄熱電力量}}{} \times \frac{\text{ニ（ロ）の蓄熱割引率}}{}$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，低圧高負荷契約の夏季料金およびニ（ロ）の夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，低圧高負荷契約のその他季料金およびニ（ロ）のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

（ハ）　低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引額＝低圧季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金
×その１月の蓄熱電力量×ニ（ハ）の蓄熱割引率

ロ　蓄熱電力量

蓄熱電力量は，６（夜間使用電力量の計量）によって計量された蓄熱式負荷設備の夜間使用電力量といたします。ただし，夜間使用電力量に控除電力量が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ　控除電力量

控除電力量は，夜間使用電力量に控除率を乗じてえた値といたします。

なお，控除率は，原則として10パーセントといたします。ただし，その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適当である場合は，蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ニ　蓄熱割引率

蓄熱割引率は，次のとおりといたします。

（イ）　低圧電力として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.468
その他季蓄熱割引率	0.418

（ロ）　低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.501
その他季蓄熱割引率	0.454

（ハ）　低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	0.230

ホ　単位および端数処理

（イ）　控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ロ）　控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

（２）　自動制御等により蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なう場合の取扱い

イ　次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の各月の料金は，（１）によって算定された早収料金の場合の金額からホによって算定された蓄熱ピーク調整割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

（イ）　ハによって定める調整時間において，蓄熱ピーク調整が可能であること。

ただし，あらかじめ熱源機等が停止している場合は，蓄熱ピーク調整とはいたしません。

（ロ）　蓄熱ピーク調整は，当社が認定した自動制御等により行なうこと。

ロ　調整期間

調整期間は，７月１日から９月30日までといたします。

ただし，以下の日を除きます。

日曜日，土曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，８月13日，８月14日，８月15日

ハ　調整時間

調整時間は，調整期間を通じてお客さまが負荷調整を実施する時間とし，午後１時から午後４時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。

なお，調整時間は，毎日30分単位で設定するものとし，調整期間を通じて，調整時間帯は同一といたします。

ニ　契約調整電力

契約調整電力は，調整時間において停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

ホ　蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は，調整が行なわれた各月について次式により算定いたします。

ただし，当社が認定した自動制御等により蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には，割引を行ないません。

蓄熱ピーク調整割引額＝契約調整電力×調整時間×への割引単価

ヘ　割引単価

１キロワット１時間１月につき	648円00銭

添　付　書　類

1　変更を必要とする理由

2　選択約款の変更の内容

中国電力株式会社

1　変更を必要とする理由

当社は，電気供給約款が平成27年２月５日届出により変更となったことにともない，本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき，ここに平成26年１月15日届出の低圧蓄熱調整契約（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

２　選択約款の変更の内容

電気供給約款の変更にともない，この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。